

# 廃棄物政策に関する 10 年間の動き (これまでの取組・状況について)

平成 20 年 9 月 9 日

第 1 回廃棄物処理制度専門委員会

# 目 次

## 1 . 廃棄物政策の変遷

(廃棄物処理法改正の経緯など)

## 2 . 廃棄物の適正処理の確保に関する状況

## 3 . 廃棄物の減量及び再生利用に関する状況

## 4 . 廃棄物の排出・処理の状況

## 5 . 今後の廃棄物政策の方向

(第2次循環型社会形成推進基本計画など)

# 1 . 廃棄物政策の変遷

## ( 廃棄物処理法改正の経緯など )

### ポイント

- 廃棄物処理政策は、公衆衛生の向上、生活環境の保全の目的に加え、1990年代以降、循環型社会を形成するため3Rの推進をも含めた政策に舵取り。
- また、不法投棄や産業廃棄物問題が社会問題化し、適正処理の徹底や廃棄物由来の環境被害の防止が急務。
- このため、各種リサイクル法等の制定と相まって、平成9年、12年、15～18年に廃棄物処理法を改正。

# 我が国における廃棄物政策の変遷

年代	内容	法律の制定
戦後 ~1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生対策としての廃棄物処理</li> <li>・衛生的で、快適な生活環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃法(1954)</li> </ul>
1960年代 ~1970年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化</li> <li>・環境保全対策としての廃棄物処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境施設整備緊急措置法(1963)</li> <li>・廃棄物処理法(1970)</li> <li>・廃棄物処理法改正(1976)</li> </ul>
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設整備の推進</li> <li>・廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域臨海環境整備センター法(1981)</li> <li>・浄化槽法(1983)</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の排出抑制、再生利用</li> <li>・各種リサイクル制度の構築</li> <li>・有害物質(ダイオキシン類含む)対策</li> <li>・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法改正(1991)</li> <li>・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992)</li> <li>・環境基本法(1993)</li> <li>・容器包装リサイクル法(1995)</li> <li>・<b>廃棄物処理法改正(1997)</b></li> <li>・家電リサイクル法(1998)</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)</li> </ul>
2000年~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成を目指した3Rの推進</li> <li>・産業廃棄物処理対策の強化</li> <li>・不法投棄対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進基本法(2000)</li> <li>・建設・食品リサイクル法(2000)</li> <li>・<b>廃棄物処理法改正(2000)</b></li> <li>・PCB特別措置法(2001)</li> <li>・自動車リサイクル法(2002)</li> <li>・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003)</li> <li>・<b>廃棄物処理法改正(2003~06)</b></li> </ul>

衛生

公害・環境

資源・循環型社会

# 平成9年廃棄物処理法改正の概要

## 産業廃棄物処理をめぐる悪循環

不法投棄等による環境汚染 住民不信増大 建設反対 都道府県等の要綱規制（住民同意等）

建設見込不明確 最終処分場の逼迫・立地困難 不法投棄 . . .

産業廃棄物の排出量増大

最終処分場の新規立地件数の減少（最終処分場容量首都圏0.8年、全国2.3年）

仮に中間処理・リサイクルを推進しても、2008年にはゼロの見通し。

施設の設置をめぐる地域紛争の激化。

平成2年前は9件 平成5年から年間40～50件に急増。当時、94件が係争中。

## 減量化・リサイクルの推進

- ・多量排出事業者の処理計画を義務付け
- ・再生利用に係る規制緩和措置（再生利用認定制度の創設）

## 処理に関する信頼性・安全性向上

- ・施設設置手続の明確化（生活環境アセス、地域生活環境への適正配慮規定の整備等）
- ・最終処分場の適正な維持管理の確保  
維持管理積立金制度の導入、 廃止確認手続の導入
- ・委託基準、再委託基準の強化
- ・業許可の欠格要件の強化（暴力団不当行為防止法違反者、許可取消法人の役員で取消から5年以内の者、黒幕規定の追加）
- ・許可取消要件の強化（施設構造計画・維持管理計画に不適合、条件違反、維持管理積立金未積立）

## 不法投棄対策

- ・マニフェスト制度の拡充（全産廃を対象に。電子マニフェスト導入）
- ・不法投棄に対する罰則強化（50万円・懲役6月から1000万円・懲役3年・法人重課1億円へ）
- ・原状回復措置の強化  
措置命令対象者をマニフェスト不交付に拡大、 行政代執行手続の特例措置、 原状回復基金の設置

# 平成12年廃棄物処理法改正の概要

最終処分場を始めとする産業廃棄物処理施設の深刻な容量の逼迫の一方、住民の不信感から設置 に対する反対運動が多発し、設置・運営が非常に困難な状況。

悪質な不法投棄の増大とその手口の巧妙化により、不法投棄が発見されても原状回復がままならない状況。

産業廃棄物処理業に関して、暴力団が介入している実態が存在。

## 廃棄物の減量化の推進

- ・ 国の基本方針の創設
- ・ 都道府県廃棄物処理計画の創設
- ・ 多量排出事業者の処理計画の策定、提出義務の創設

## 公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進

- ・ 都道府県が行う産業廃棄物の処理の明確化
- ・ 廃棄物処理センター制度の見直し(要件緩和、設置数制限撤廃、業務拡大)
- ・ 特定施設整備促進法上の認定施設の要件緩和

## 廃棄物の適正処理のための規制強化 (排出事業者責任の強化)

- ・ 廃棄物処理業の許可等の要件の追加(暴力団員等である者、暴力団等によって支配されている法人を産業廃棄物処理業の欠格要件に追加、間接的に違反行為に関与した場合を廃棄物処理業の取消要件に追加。)
- ・ 廃棄物処理施設の設置許可の要件の追加(維持管理基準適合性、施設の過度の集中による大気環境基準確保の困難性)
- ・ 廃棄物処理施設の譲受等に関する許可等の創設
- ・ マニフェスト制度の見直し
- ・ 廃棄物の焼却の規制強化
- ・ 不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化(不適正処分を行った者の拡大、排出事業者の追加)
- ・ 罰則の強化(産業廃棄物管理票の不交付、廃棄物の焼却禁止違反等に係る罰則新設、廃棄物の投棄禁止違反、無確認輸出等)

# 平成15年廃棄物処理法改正の概要

廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理への対応が必要となるとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化が必要。

## 不法投棄の未然防止等の措置

- ・ 都道府県等の調査権限の拡充(疑い物に係る立入検査を創設)
- ・ 不法投棄等に係る罰則の強化
  - ①不法投棄等の未遂罪の創設、②一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化
- ・ 国の関与の強化
  - ①緊急時の国の調査権限の創設、②国の責務の明確化
- ・ 悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等
  - ①特に悪質な業者の許可の取消しの義務化、
  - ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加(聴聞通知を受けてから廃業する者)、
- ・ 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設

## リサイクルの促進等の措置

- ・ 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度創設(一定の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする)
- ・ 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化(設置許可を受けている産業廃棄物の処理施設につき、同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に、届出により一般廃棄物処理施設の許可不要とする)
- ・ 課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

# 平成16年廃棄物処理法改正の概要

廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質の変更による生活環境へのリスクの増大

ごみ固形化燃料施設における甚大な死傷事故の発生など廃棄物の処理施設を巡る問題の顕在化など、依然として深刻な社会問題となっている事案の存在

## 国の役割の強化による不適正処理事案の解決

- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急時の、環境大臣の関係都道府県に対する指示規定の創設

## 廃棄物処理施設を巡る問題の解決

- ・ 廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質変更に係る措置
  - ① 都道府県知事による指定区域の指定
  - ② 変更届出の義務付け 等
- ・ 廃棄物処理施設における事故時の措置
  - ① 施設設置者に対する支障除去又は発生防止の応急措置、事故の状況報告等の義務付け
  - ② 都道府県知事による応急措置命令

## 罰則の強化などによる不法投棄の撲滅

- ・ 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理の禁止
- ・ 罰則の強化(不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者の処罰規定)



# 平成17年廃棄物処理法改正の概要

廃棄物排出量は依然として高水準で推移、最終処分場の残余容量がひっ迫  
とりわけ、大規模かつ広域的な不法投棄事案が発生、また、マニフェストの不正行為が多く見られる

さらに、中国に向けた廃プラスチックの輸出事案が発覚し、日本から中国への廃プラの輸出が禁止され外交上通商問題にまで発展

## 大規模不法投棄事案への対応

- ・保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で指定する市が当該事務を行うこととする仕組みに改正（PCB処理特別措置法についても同様）
- ・マニフェスト制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者にマニフェストの保存義務を課す
- ・マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑を引き上げ
- ・無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課を導入

## 無確認輸出の取締り強化

- ・輸出通関手続等の段階で効果的に防止するため無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設
- ・廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑を引き上げるとともに、法人重課を導入

## その他制度上の問題への対応

- ・維持管理積立金制度の対象を拡大（平成10年6月以前に埋立開始された最終処分場を追加）
- ・不正の手段により許可を受けた場合を取消事由に追加する等、許可制度の厳格化
- ・国庫補助負担金改革の結果、一般廃棄物処理施設に係る市町村への補助金が廃止されたことに伴う  
所要の措置

# 平成18年廃棄物処理法改正の概要

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品）が、今後大量に発生。  
（ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上）

住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルートの確保が必要。

## アスベスト廃棄物の高度な技術による無害化処理の促進・誘導

- ・ 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（アスベスト廃棄物）について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に国が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び処理施設に係る許可を不要とする、無害化認定制度の創設

「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律として、大気汚染防止法、地方財政法及び建築基準法と一括して改正されたもの

## 2 . 廃棄物の適正処理の確保に関する取組

### ポイント

- 廃棄物の適正処理を確保するため、数次にわたる廃棄物処理法の改正等を実施。
- これにより、「悪貨が良貨を駆逐する」状態にあった、産業廃棄物処理の構造改革に着手。
- また、不法投棄撲滅アクションプランの策定等により、不法投棄の撲滅を推進。
- さらに、産業廃棄物処理業者の優良化や、電子マネーの導入を推進。

# 産業廃棄物処理の構造改革

## 産業廃棄物の構造的問題

廃棄物 = 不要なもの



### 無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

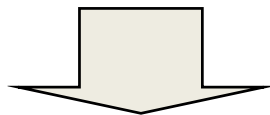
悪貨が良貨を駆逐  
(優良業者が市場の中で優位に立っていない)



不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する  
国民の不信感の増大

処理の破綻



環境負荷等の悪影響

## PPP(汚染者負担原則)に基づくあるべき姿

廃棄物 = 不要なもの



### 自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

确实かつ適正な処理

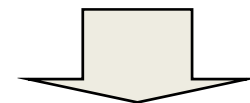
排出事業者が優良業者を選択  
(悪質業者が市場から淘汰される)



安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する  
国民の信頼の回復

循環型社会の構築



将来世代にわたる  
健康で文化的な生活の確保

## 構造を転換

### 累次の廃棄物処理法改正に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底  
・マニフェスト制度の強化  
・原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策  
・処理業者・施設の許可要件の強化  
・罰則強化  
(懲役5年、罰金1億円)
- 適正な処理施設の確保  
・廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化  
・優良な施設整備の支援  
・公共関与による補完  
(廃棄物処理センター)

# 廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

## 未然防止

### ① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度(特に電子マニフェストの活用)  
最終処分が適切に終了するまでの措置

### ② 処理業者の優良化

許可・取り消しの厳格化、優良性評価制度、  
車両ステッカー、行政処分の徹底

### ③ 不法投棄等の罰則の強化

不法投棄: 5年以下の懲役又は千万円以下の  
罰金(法人1億円)、未遂罪の創設  
無確認輸出: 5年以下の懲役又は千万円以下の  
罰金(法人1億円)、未遂罪、予備罪の創設

### ④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度

### ⑤ 監視の強化

立入検査・報告徴収・改善命令等、  
パトロール事業、不法投棄ホットライン、  
地方環境事務所の設置、現場対応マニュアルの作成

## 原状回復

### ⑥ 措置命令

投棄者、原因者、注意義務違反の排出  
事業者に対する支障の除去命令

排出事業者責任の徹底

### ⑦ 代執行・費用請求

いとまがない場合、措置命令に従わ  
ない場合、原因者等不明の場合に  
代執行(行政代執行法の特例)

### ⑧ 適正処理推進センターの支援

3/4補助率

# マニフェスト制度の徹底

## 平成9年～17年の法改正の変遷

(御参考)  
平成3年

- ・ マニフェスト義務付けを法制化(特管産廃のみ)
- ・ 建設廃棄物について、マニフェスト使用の自主的取組

平成9年

- ・ 全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用義務づけ
- ・ 電子マニフェスト制度の創設

平成12年

- ・ マニフェストにより最終処分がなされたことまで確認することを 義務づけ

平成15年

- ・ 事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準を創設

平成17年

- ・ マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表、命令措置の導入
- ・ 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存義務づけ

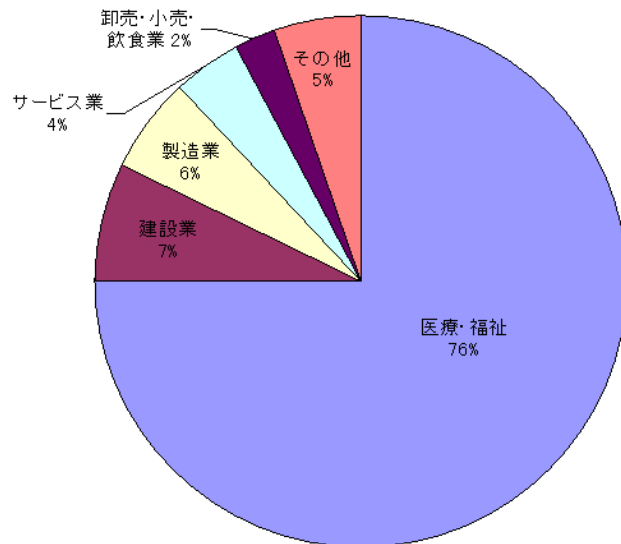
# 電子マニフェストについて

## 1) 電子マニフェスト加入状況の推移

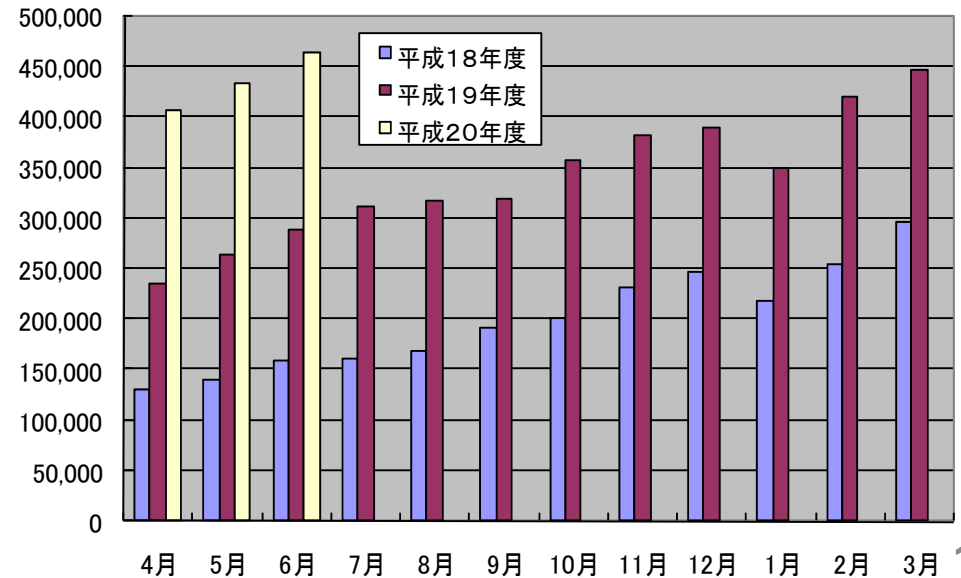
(平成20年6月30日現在)

年度	加入者数	加入者数の内訳			マニフェスト年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成16年度	2,978	1,019	1,009	950	1,137,785	2.5%
	(100%)	(34%)	(32%)	(32%)		
平成17年度	3,834	1,291	1,327	1,216	1,621,975	3.5%
	(100%)	(34%)	(32%)	(32%)		
平成18年度	7,784	4,083	1,921	1,780	2,388,069	5.3%
	(100%)	(52%)	(25%)	(23%)		
平成19年度	30,705	23,164	4,300	3,241	4,076,448	8.8%
	(100%)	(76%)	(10%)	(14%)		
平成20年度	33,504	25,294	4,733	3,477	1,303,463 (6月30日現在)	-
	(100%)	(75.5%)	(14%)	(10.5%)		

## 2) 排出事業者業種区分(加入者数の構成比)



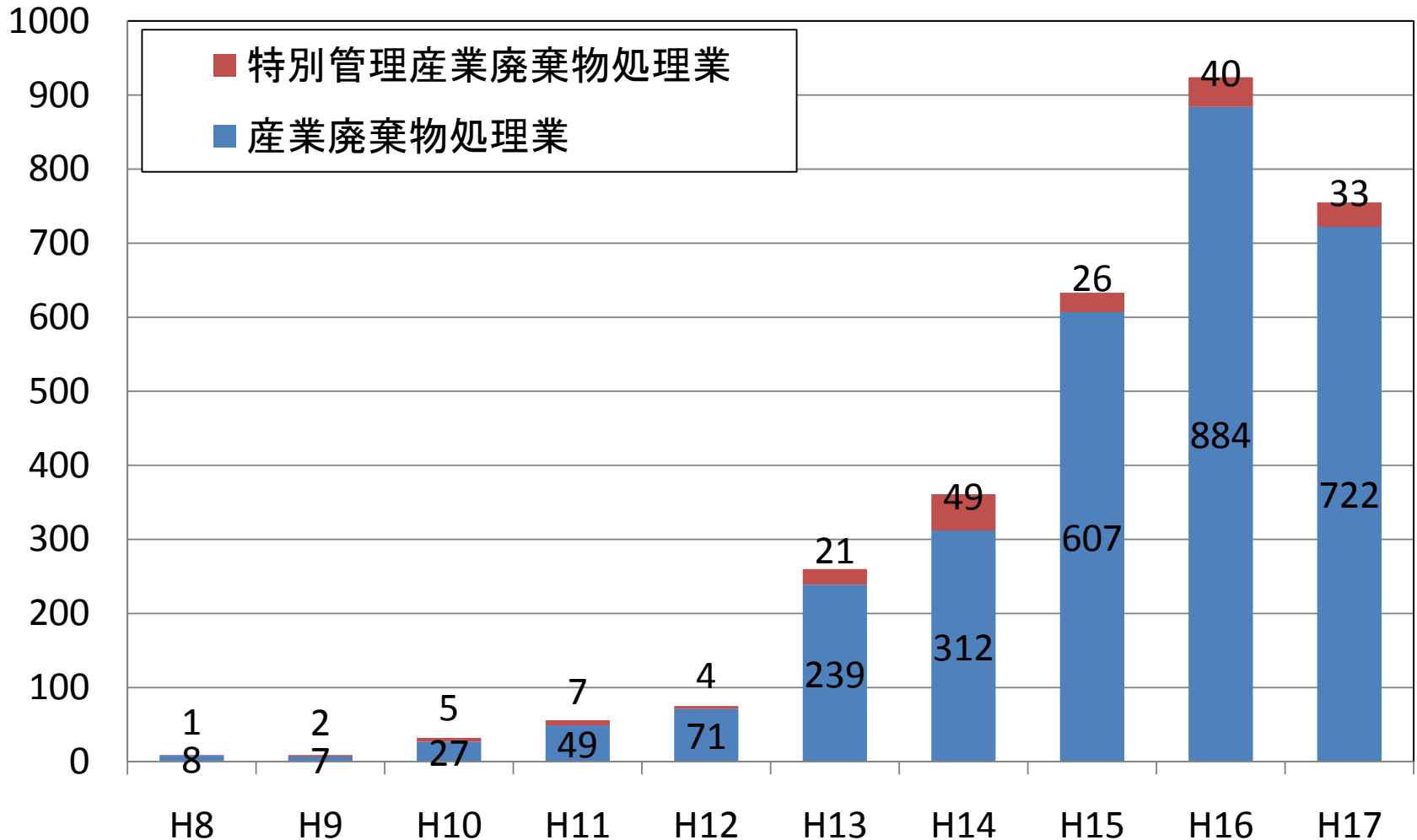
## 3) 月別電子マニフェスト登録状況



# 処理業者の優良化

## 産業廃棄物処理業の取消件数の推移

取消件数





# 優良性評価制度

認定主体:自治体 制度施行:平成17年10月

## <優良性評価基準>

- ①遵法性:環境法令による改善命令、措置命令等の不利益処分を受けていないことなど
- ②情報公開性:会社情報、許可の内容、施設の状況、処理の状況、財務諸表等をネットで公開
- ③環境保全への取組:環境マネジメントシステムに係る規格等への適合

(平成20年6月30日現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	1,045件	211事業者
都道府県独自の制度による適合確認	542件	143事業者

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値です。

# 不法投棄等の罰則の強化



## 平成9年～17年の法改正の変遷

平成9年	<ul style="list-style-type: none"><li>不法投棄に対する罰則を、3年以下の懲役又は千万円(産廃・法人は1億円)以下の罰金に引き上げ</li></ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"><li>不法投棄に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(産廃・法人は1億円)以下の罰金に引き上げ</li><li>無確認輸出に対する罰則を、3年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に引き上げ</li></ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"><li>不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設</li><li>不法投棄に対する罰則を、一般・法人についても1億円以下の罰金に引き上げ</li></ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>不法投棄目的の収集運搬に対する罰則の創設</li><li>不法焼却に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(法人1億円)以下の罰金に引き上げ</li></ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"><li>無許可営業・事業範囲変更等に対し、法人重課(1億円)を創設</li><li>無確認輸出に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円以下の罰金に引き上げると共に、法人重課(1億円)を創設</li><li>無確認輸出の未遂罪、予備罪を創設</li></ul>

# 不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

## 1. 不法投棄の現状

### ■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、**近年40万t前後(1,000件前後)**で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

### ■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の**環境面での影響**はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の**経済的損失**をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、**社会的な影響**も極めて大きい。

## 2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その**未然防止**を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、**廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)**が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「**5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。**」の実現を目指す。

## 3. アクションプランのポイント(3つの視点)

### ■地域における意識の向上

**身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)**

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

### ■廃棄物処理体制の強化

**受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上**

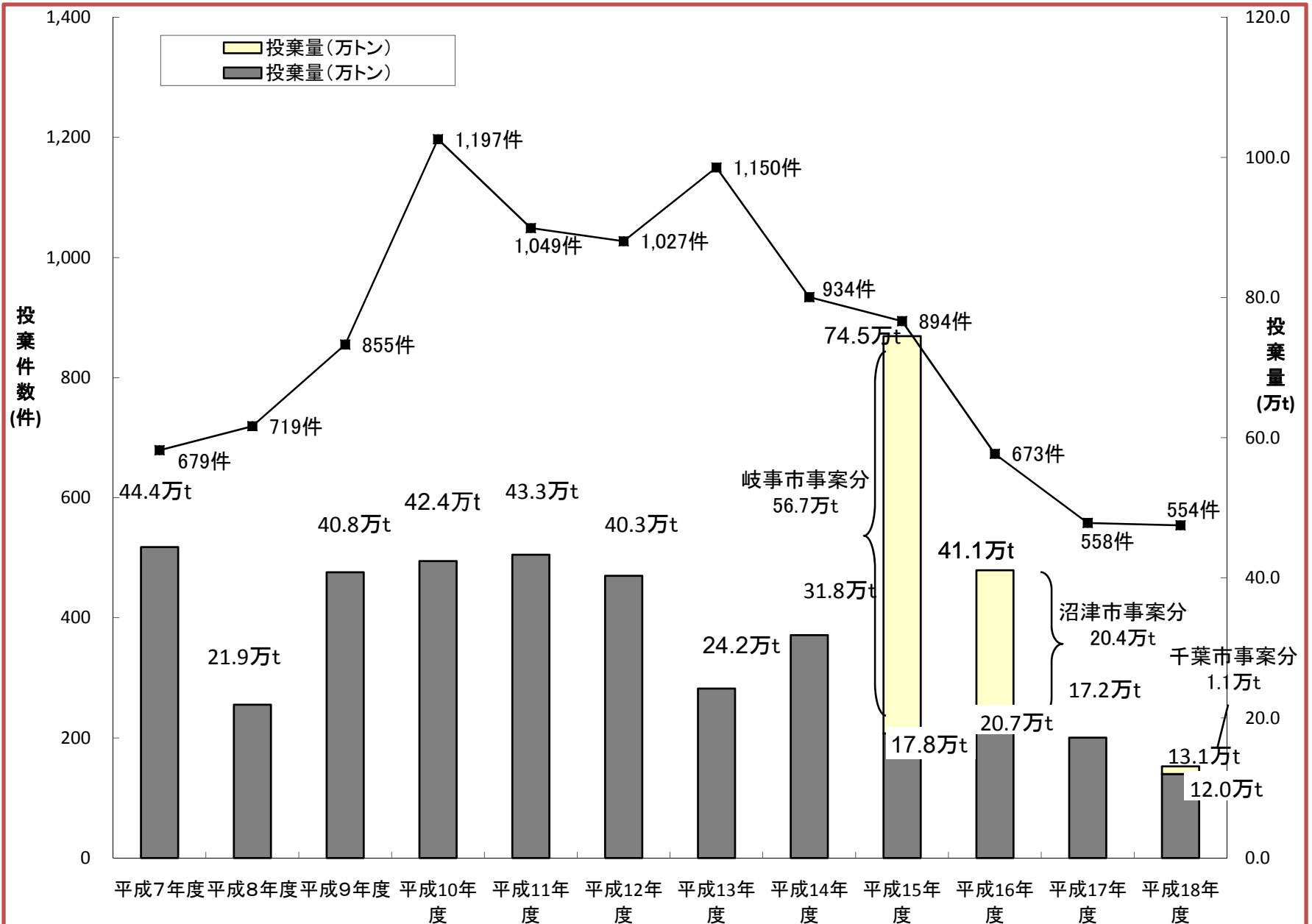
- ・車両へのステッカー貼付、行政処分の徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

### ■制度を支える人材の育成

**優良処理業者の育成や行政における体制整備**

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

# 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規発覚事案）



# 平成18年度不法投棄種類内訳

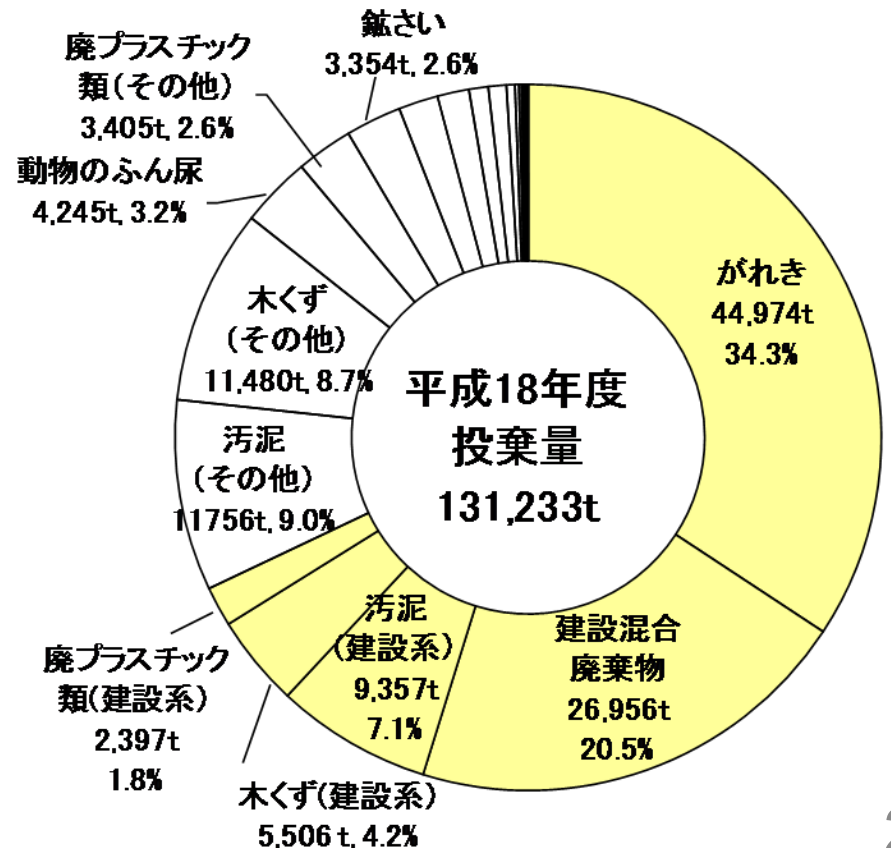
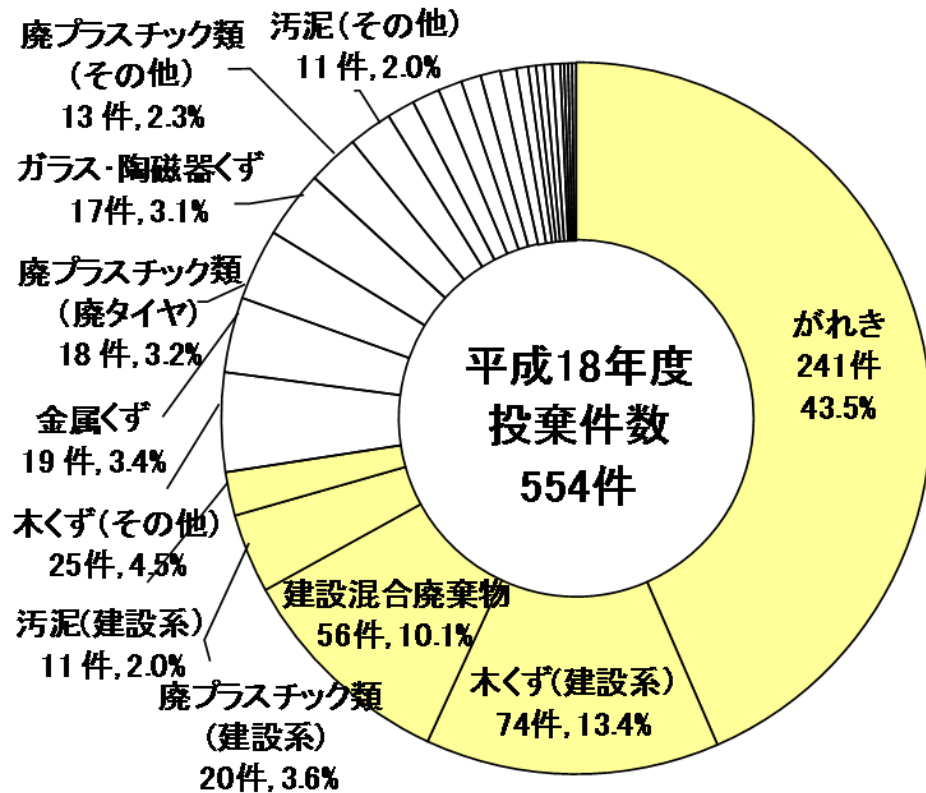
投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約7割を占めている。

建設以外廃棄物計  
152件 27.4%

建設廃棄物計  
402件 72.6%

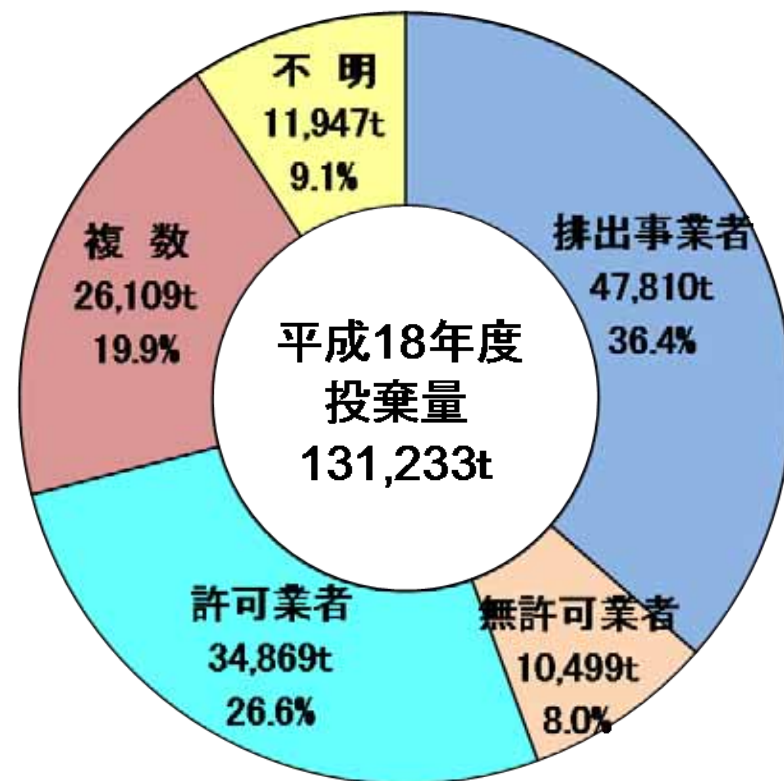
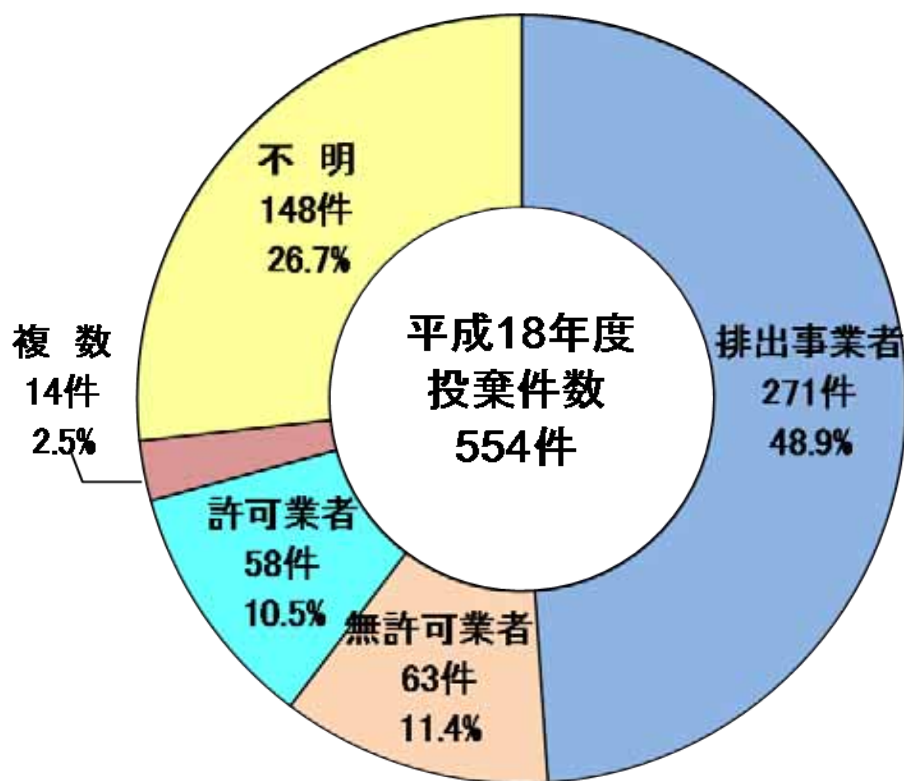
建設以外廃棄物計  
42,044t 32.0%

建設廃棄物計  
89,190t 68.0%



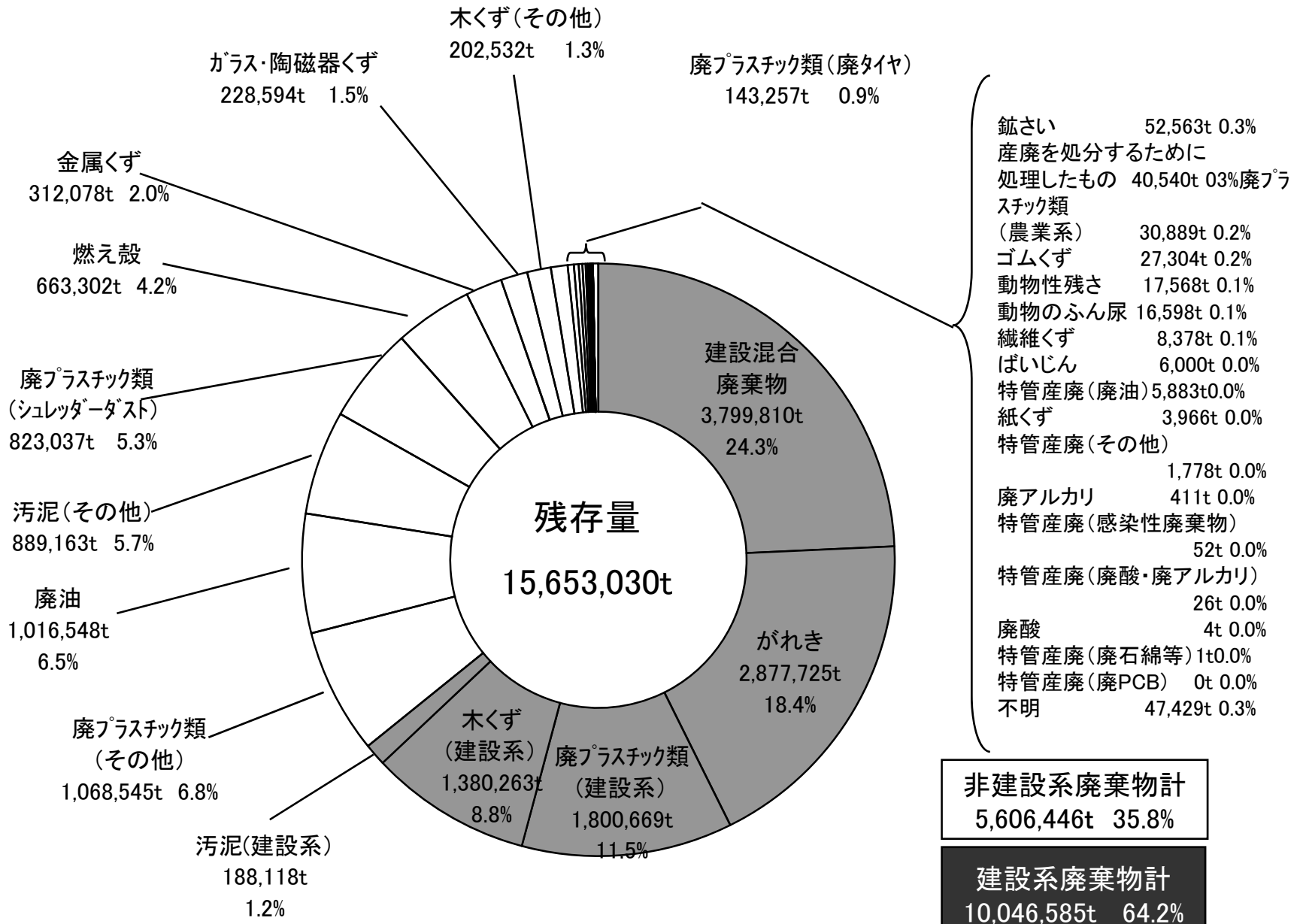
# 平成18年度不法投棄実行者内訳

排出事業者が不法投棄実行者である場合が、  
投棄件数では約49%、投棄量では約36%と最も多くなっている。



# 不法投棄残存量

(平成18年度末時点)



# 適正な施設の確保

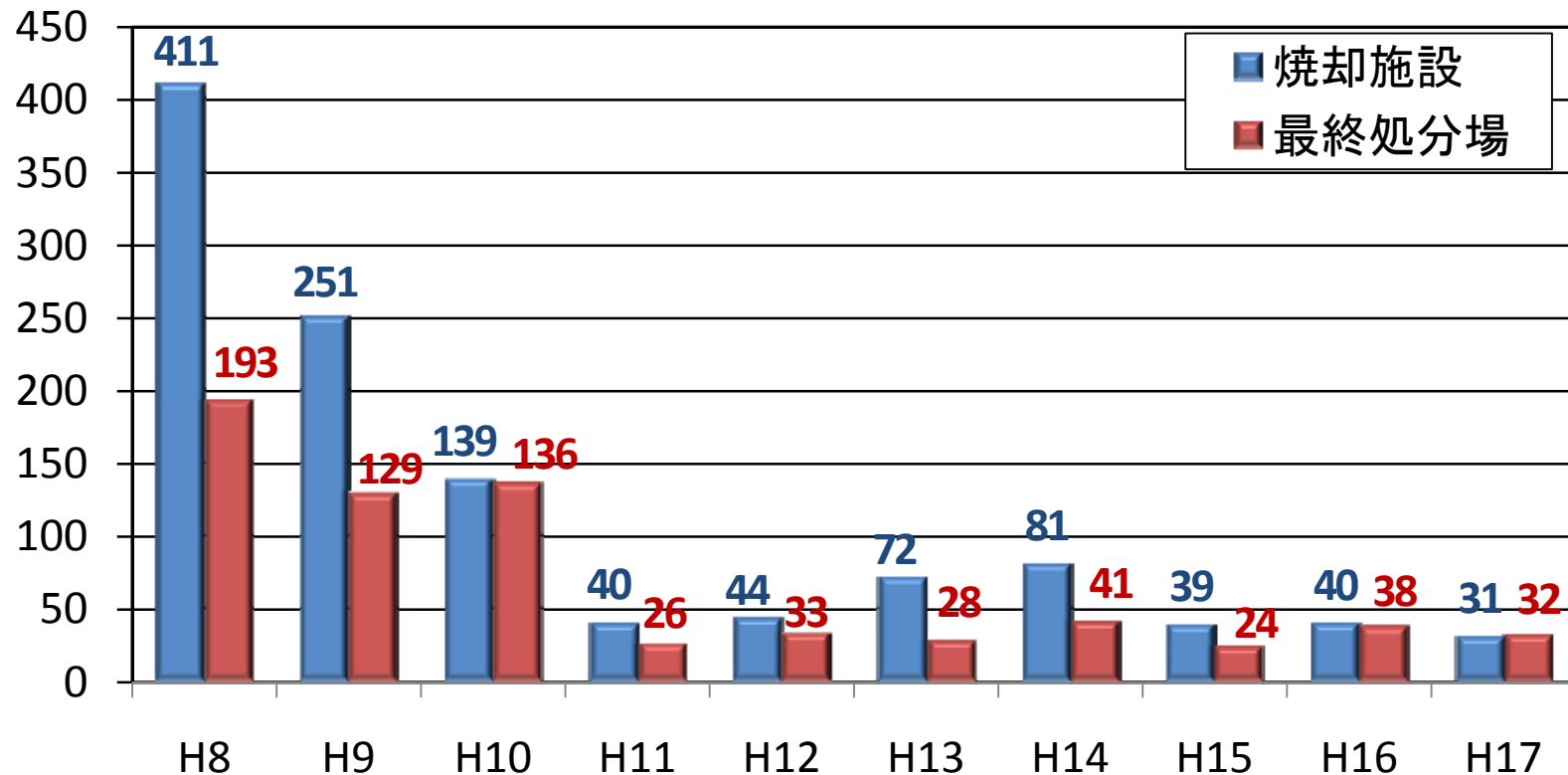
## 平成9年～17年の法改正の変遷

平成9年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設設置手続きの明確化(生活環境影響調査の実施等)</li><li>・ 維持管理状況の記録・閲覧制度、最終処分場の維持管理積立金制度の創設</li><li>・ 焼却施設の構造・維持管理基準の強化</li><li>・ 最終処分場の裾きり撤廃</li></ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設許可要件に人的要件追加</li><li>・ 施設許可の取消要件に廃棄物処理法違反等を追加</li><li>・ 譲受け等の許可制の創設</li><li>・ 廃棄物処理センターによる産業廃棄物処理施設の整備支援</li></ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 産業廃棄物処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設</li></ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 処分場跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度創設</li></ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大</li></ul>



# 産業廃棄物処理施設の新規許可件数

( 件 )



( 年度 )

## ○焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

## ○最終処分場

平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

# 処理センターの指定実績及び稼働状況一覧

- 19法人を指定(平成20年3月現在)
- うち、10法人の処理施設が稼働

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、 破砕施設が稼働(H7.9～)
大分県	(財)大分県環境保全センター	H5.3.11	建設廃材破砕施設、As再生 施設が稼働(H6.11～)
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働 (H12.1～)
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14	
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等 が稼働(H11.4～)
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1	最終処分場を建設中 (H19年度～)
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働 (H13.10～)
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働 (H14.12～)
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働 (H13.6～)
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等 が稼働(H17.11～)

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働 (H14.4～)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設 が稼働(H17.8～)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設等 を建設中(H15年度～)
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場を建設中 (H18年度～)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場の稼働を予定 (H20年度～)
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1	最終処分場の 建設を予定
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14	最終処分場の建設を予定 (H20年度～)
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設を建設中 (H19年度～)
熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17	最終処分場の 建設を予定

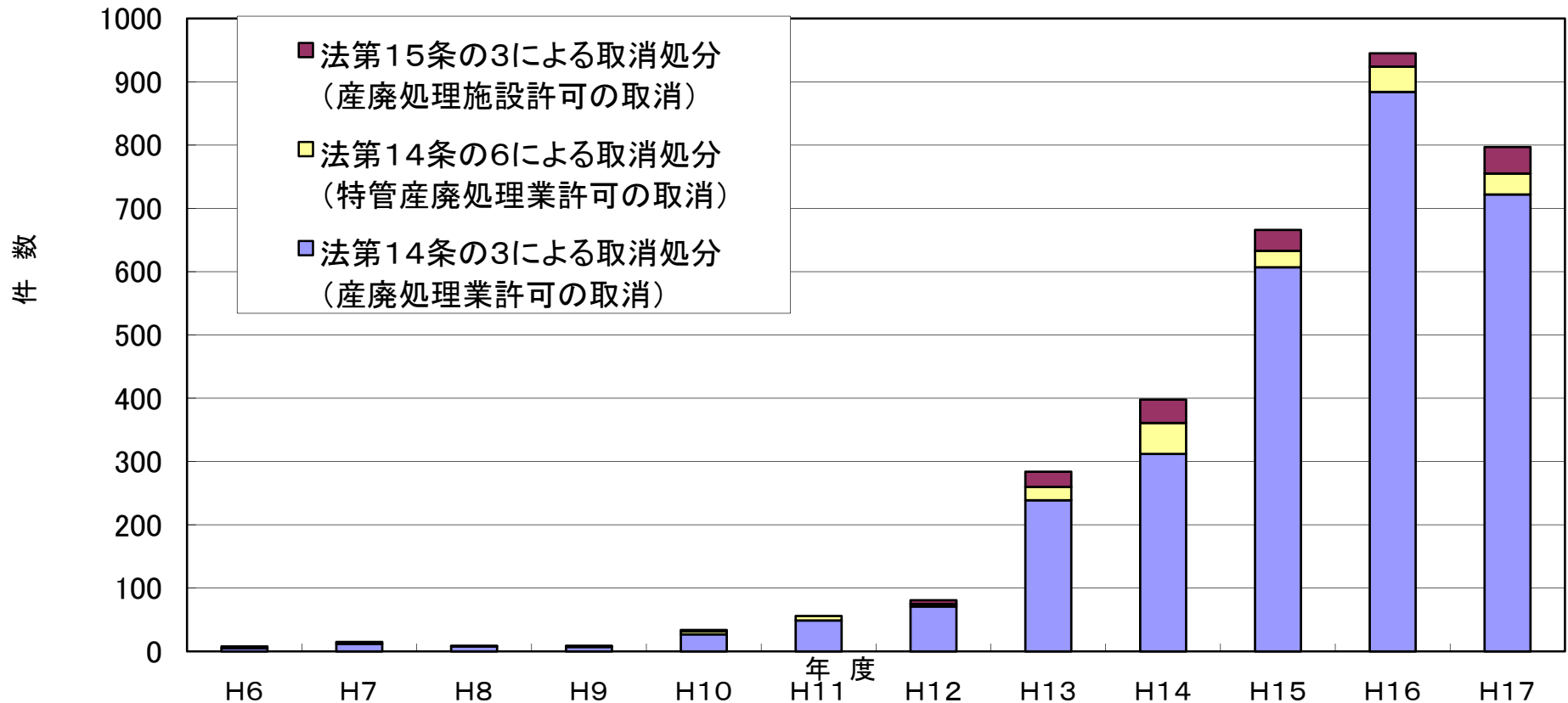
# 指導監督の強化



## 平成9年～17年の法改正の変遷

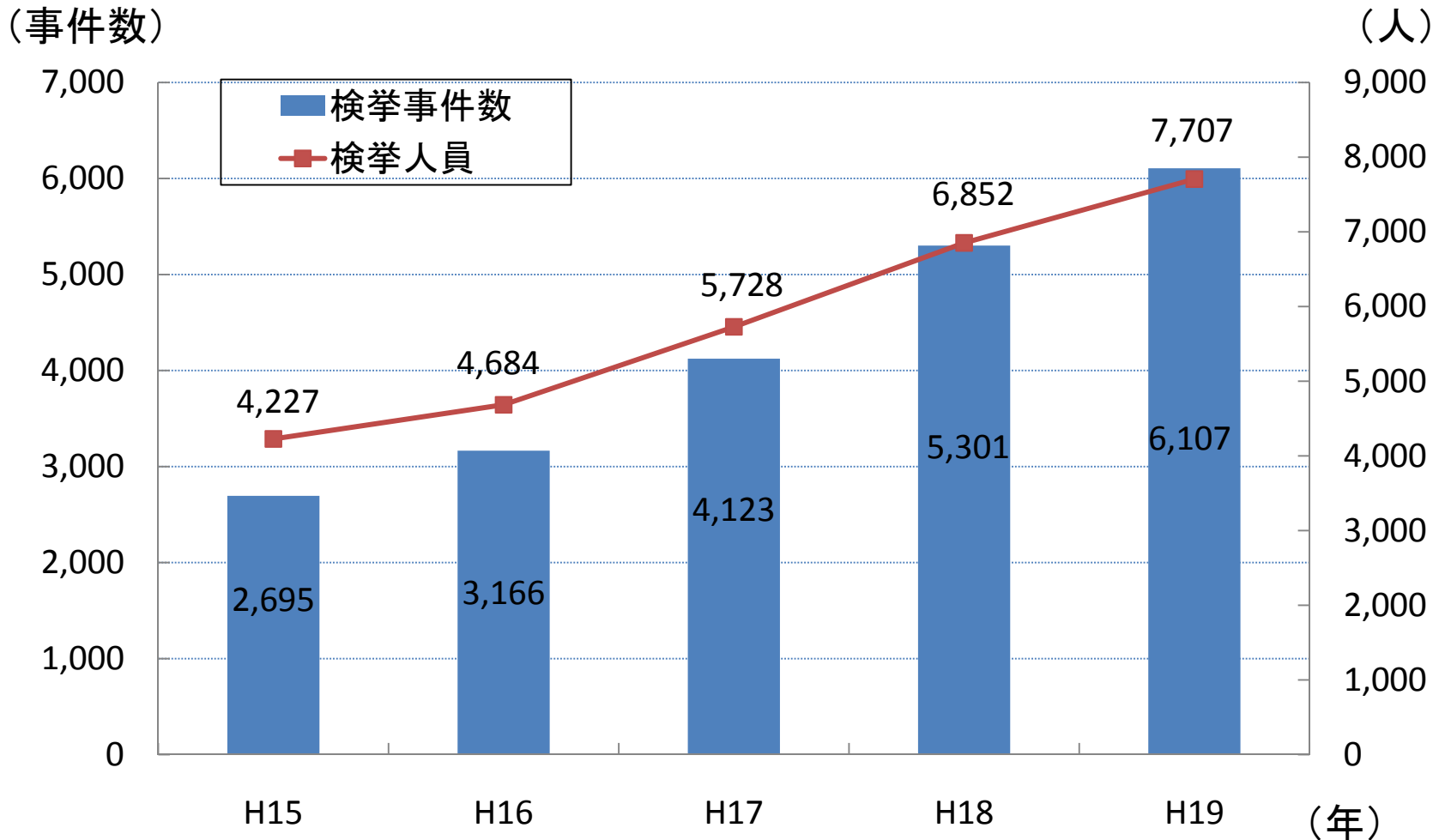
平成9年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 許可の欠格要件を拡充(暴力団対策)</li><li>・ 名義貸しの禁止</li></ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 許可の欠格要件に間接的に違反行為に関与した者、暴力団員等である者、暴力団員等によって支配されている法人等を追加</li></ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物の疑いのあるものに係る立入検査・報告徴収権限の拡充</li><li>・ 産廃について緊急時の国の立入検査・報告徴収権限の創設</li><li>・ 許可の欠格要件に聴聞通知後に廃止の届出をした者を追加</li><li>・ 特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化</li></ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設</li><li>・ 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止</li></ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不正の手段により許可を受けた者を許可の取消事由に追加</li><li>・ 欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け</li><li>・ 許可の欠格要件に暴力団員等によって支配されている個人を追加</li></ul>

# 廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移



1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

# 廃棄物事犯の検挙件数



平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について(警察庁)より

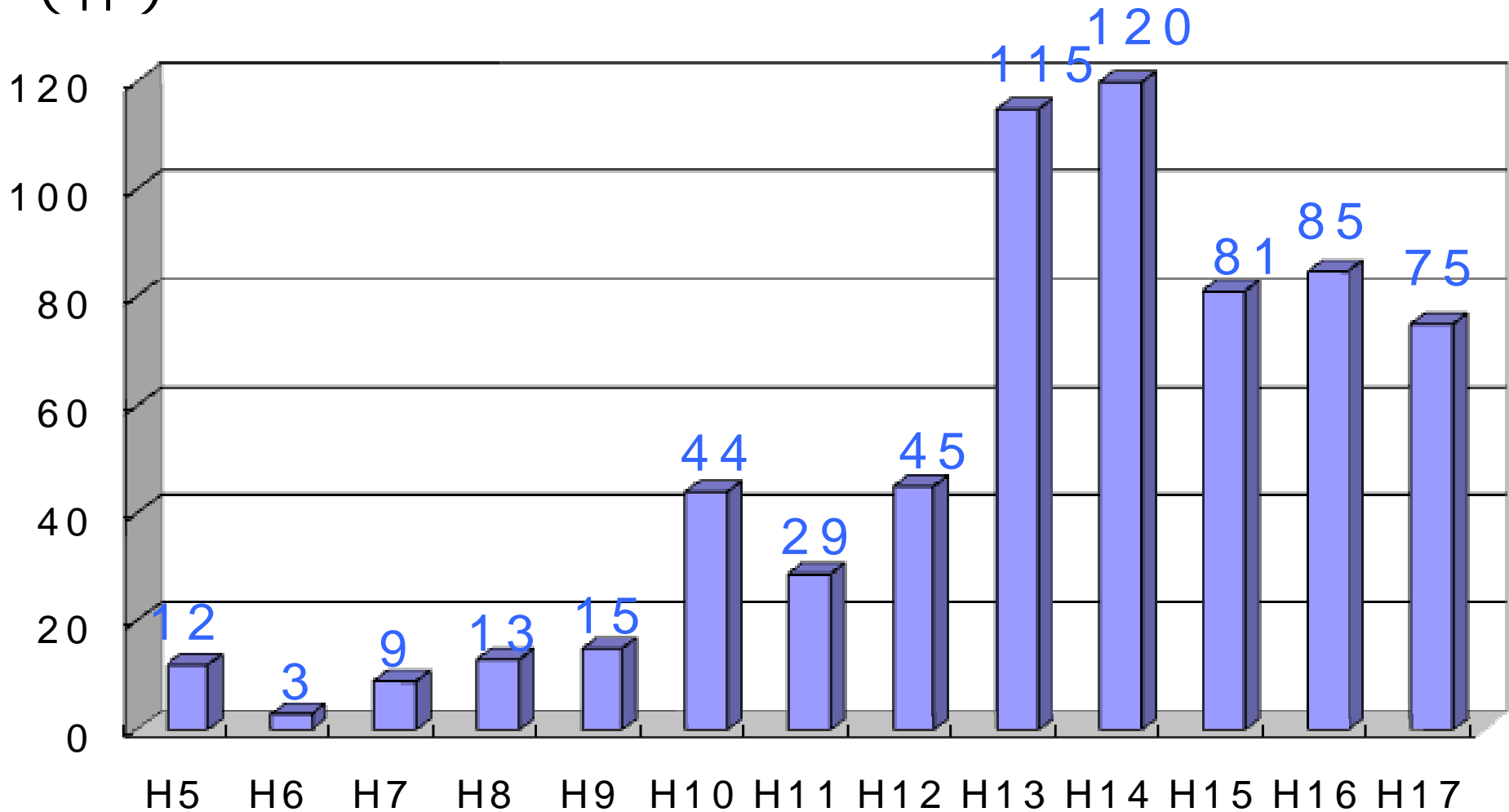
# 原状回復のための措置命令 代執行・費用請求

## 平成9年～17年の法改正の変遷(⑥について)

平成9年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 措置命令対象者をマニフェスト不交付に拡大</li><li>・ 代執行手続の特例措置</li></ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不適正処理に関する支障の除去等の措置命令の強化 (不適正処分を行った者の拡大、排出事業者の追加)</li></ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物処理施設の事故時における、都道府県知事による応急措置命令を創設</li></ul>

# 措置命令発出件数の推移

(件)



(年度)

# 適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

## 不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障  
又は生ずるおそれ

## 都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】

【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

原因者による支障の除去等

（原因者による支障の除去等がなされない場合）

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償）【法第19条の8】

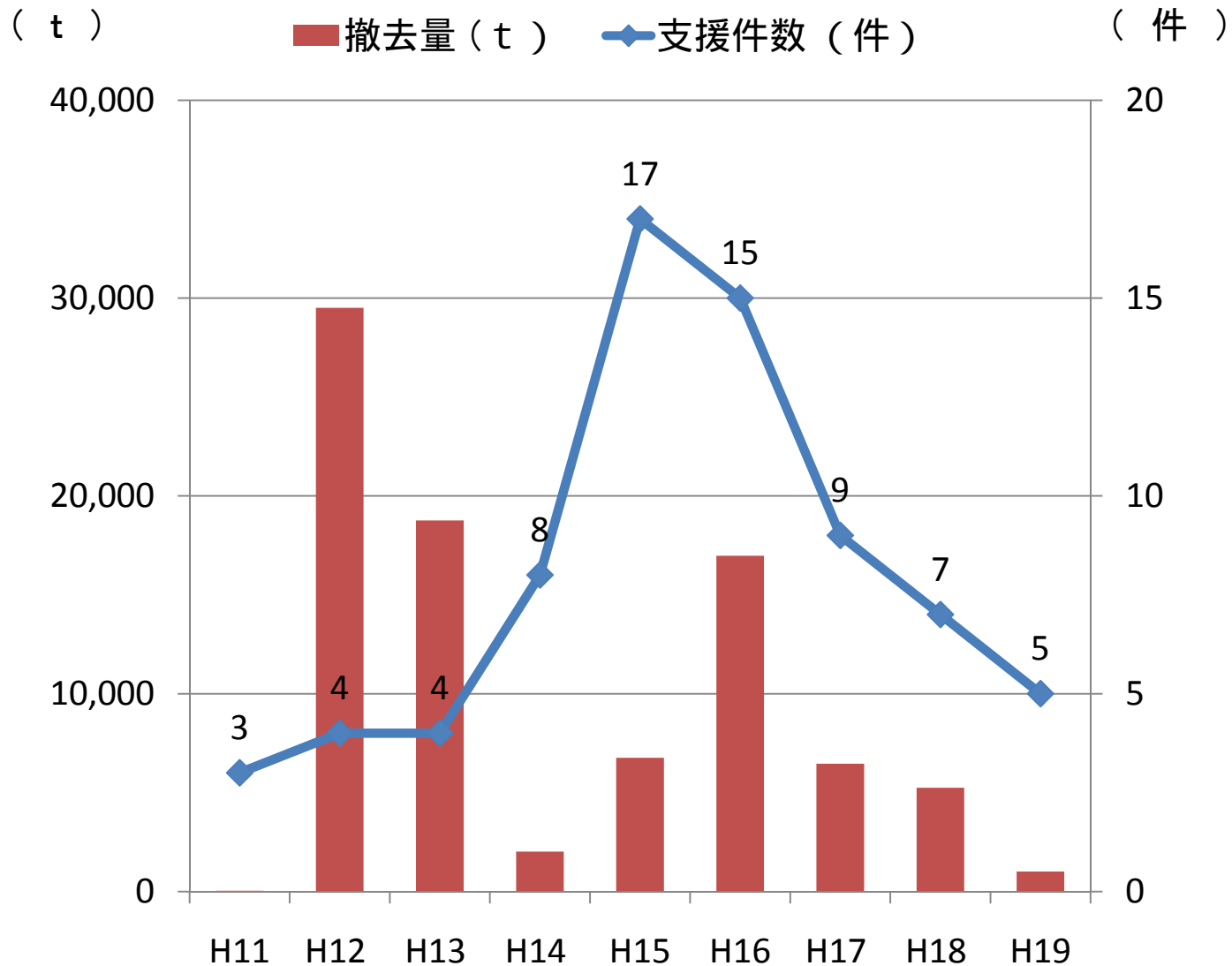
（都道府県等が要した費用について支援）

## 産業廃棄物適正処理推進センター基金による財政支援

（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）



# 適正処理推進センターによる支援の実績



# 3 . 廃棄物の減量及び再生利用に関する取組状況

## ポイント

- 廃棄物処理法や各種リサイクル法等に基づき、排出抑制・再生利用等の減量化を推進。
- 廃棄物処理法については、多量排出事業者処理計画制度、再生利用認定制度、広域認定制度を活用した、自主的な減量、再生利用を推進。
- また、各種リサイクル法等については、事業者等におけるリサイクル義務等により3Rの取組を促進。

# 減量・再生利用の取組体系

## 廃棄物処理法

### 多量排出事業者処理計画制度

産業廃棄物を多量に排出する事業者等による減量その他の処理計画の策定

### 再生利用認定制度

生産設備等を活用した再生利用を促進するための、環境大臣による認定制度

### 広域認定制度

製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境大臣による認定制度

## 各種リサイクル法等

### 容器包装、食品、家電、建設、自動車リサイクル法

物品の性質に応じた個別リサイクル制度

### 資源有効利用促進法

使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るための省資源化、再資源化等の自主的取組を促進

### グリーン購入法

国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

## 3Rについての普及啓発

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル事業等の実施

# 多量排出事業者処理計画の概要と取組状況

## 平成3年改正

- 事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

## 平成9年改正

- 事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

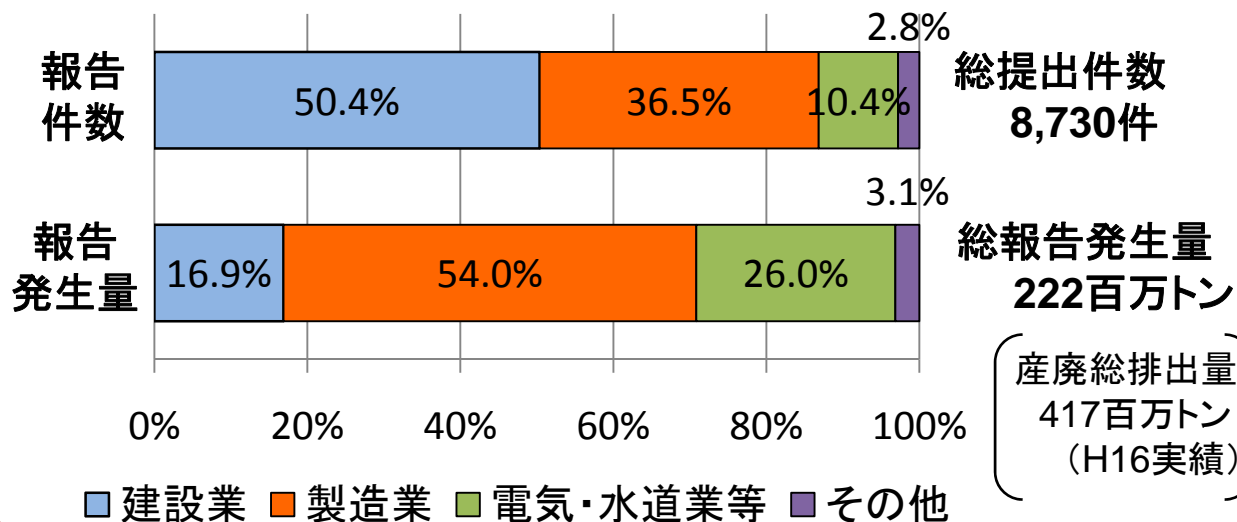
## 平成12年改正

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン（特管産廃で50トン）以上の事業場に処理計画の提出・計画の実施状況を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について公表

## 処理計画の基準

- 当該事業場の事業概要を記載すること
- 以下の事項を定めること
  - ・ 計画期間
  - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
  - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 前年度の発生量・本年度の目標量を記載すること

## 平成16年度多量排出事業者処理計画実施状況報告



# 再生利用認定制度（平成9年～）

## 制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



- ・再生利用の大規模・安定的な推進



生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

## 制度の概要

### 認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

### 特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

### 認定品目

廃ゴム製品  
廃プラスチック類  
シリコン汚泥  
廃肉骨粉  
廃木材（一廃）  
建設汚泥（産廃）

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物

（バーゼル規制対象物）

非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

## 概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

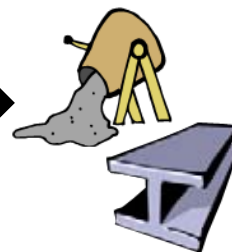


原材料として投入



生産設備等  
（製鉄所、セメントキルン等）

再生利用

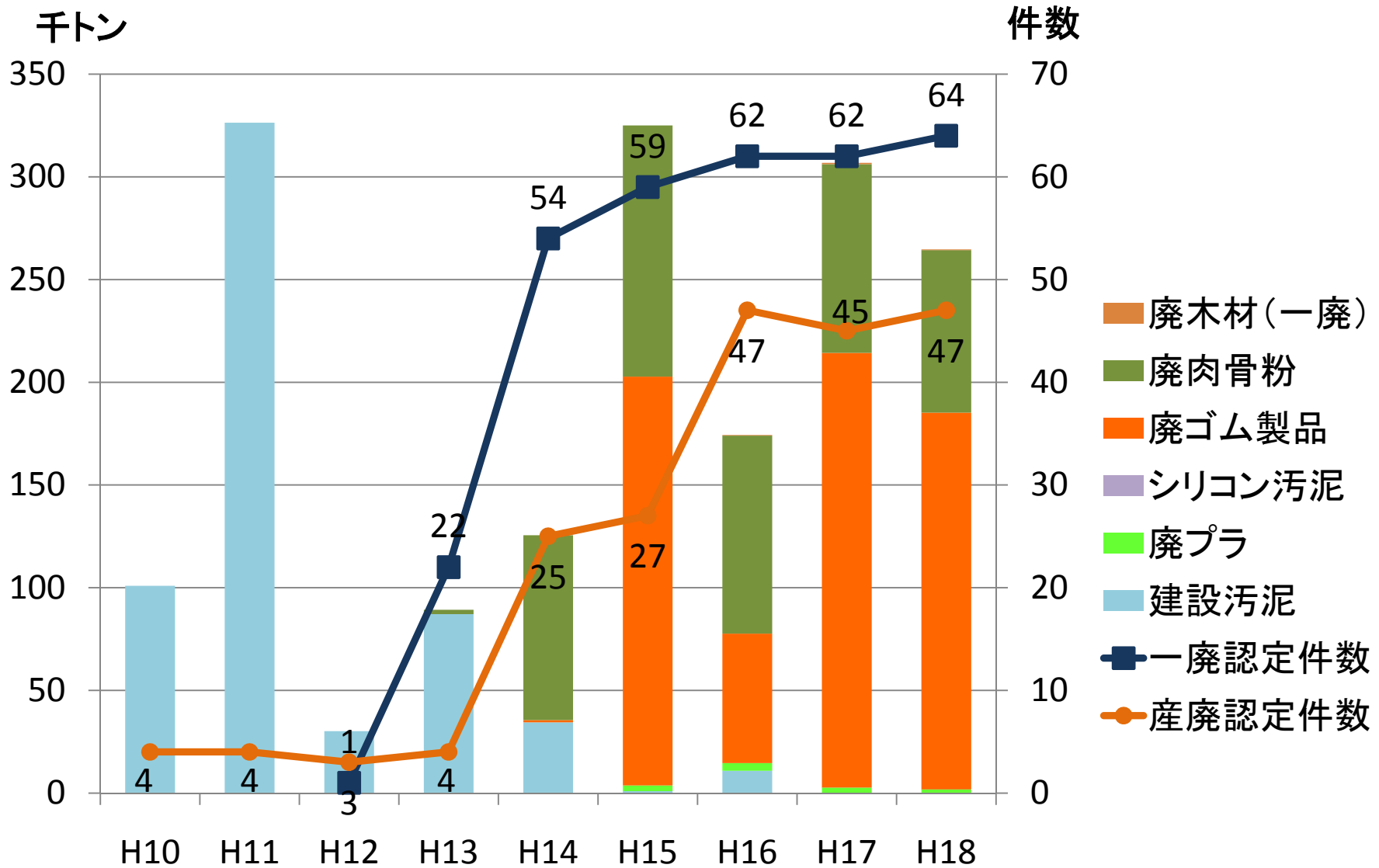


製品（鉄、セメント等）

## 認定実績（H20年6月末）

一般廃棄物：64件  
産業廃棄物：46件

# 再生利用認定制度の状況



# 広域認定制度（平成15年～）

## 制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

## 制度の概要

### 認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

### 特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

### 認定品目

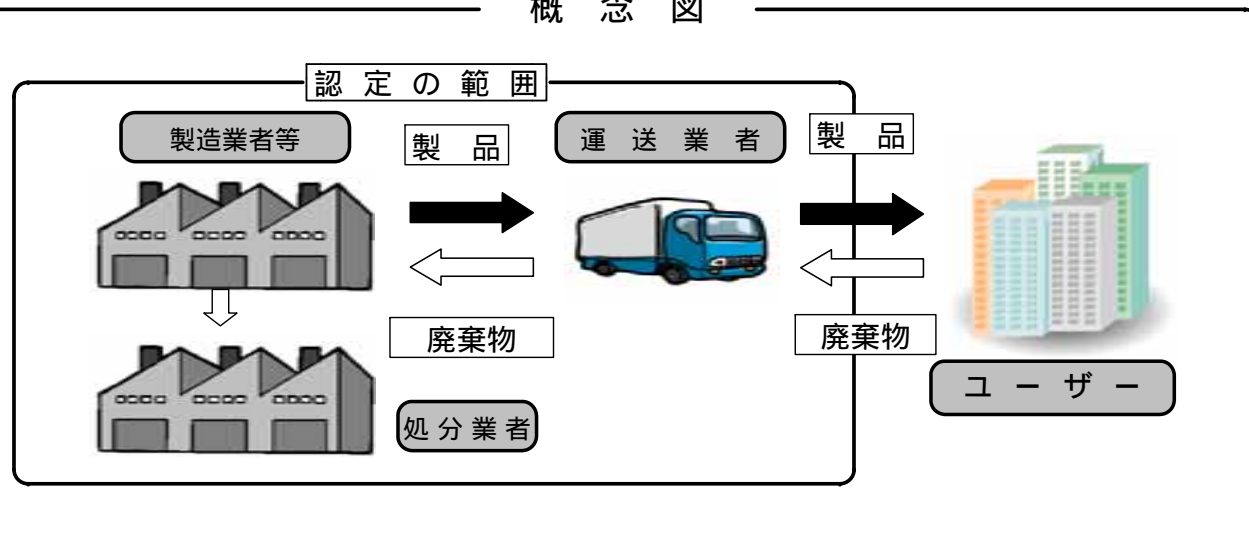
一般廃棄物: 品目を限定

廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等

産業廃棄物: 品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材等

概念図



## 認定実績(H20年6月末)

一般廃棄物: 72件  
産業廃棄物: 149件

# 一般廃棄物における広域認定の認定件数と処理量の推移

